

骨盤臓器脱に対する経膣メッシュ手術施行に関する指針

わが国における骨盤臓器脱に対する経膣メッシュ手術が、今後も適正かつ安全に施行されるために、日本泌尿器科学会、日本産科婦人科学会、日本女性骨盤底医学会、日本骨盤臓器脱手術学会は、「骨盤臓器脱に対する経膣メッシュ手術施行に関する指針」を以下のように定める。

経膣メッシュ手術は、次の要件を満たす医師が施行するものとする。

1. 日本泌尿器科学会専門医、または日本産科婦人科学会産婦人科専門医の資格を有すること
2. 日本女性骨盤底医学会が開催する経膣メッシュ手術に関する講習会を受講すること
3. 施行症例は登録制とし、合併症が発生した場合は、日本女性骨盤底医学会に設置する「経膣メッシュ手術安全管理等に関する委員会」に報告すること

なお、上記の「経膣メッシュ手術に関する講習会」、「報告が必要な合併症」などの運用に関する詳細、ならびに「術前の患者説明・同意取得に関する指針」の設定は、上記の「経膣メッシュ手術安全管理等に関する委員会」で行う。合併症データの管理・集計は同委員会で行い、1年を目処に結果を発表する。また、必要に応じて小委員会等を設置して運営の円滑を計る。

以上。